

実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること
--------------	---

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	2	安全・安心な職場づくりを推進すること
施策目標	2-1	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること
個別目標	1	安全対策の推進を図ること
		(主な事務事業) ・業種別労働災害防止対策の推進 ・特定の災害要因別労働災害防止対策の推進
個別目標	2	労働衛生対策の推進を図ること
		(主な事務事業) ・過重労働・メンタルヘルス対策の推進 ・職業性疾病の予防対策の推進 ・化学物質等による健康障害の予防対策の推進 ・快適な職場づくりの推進
個別目標	3	事業場における安全衛生管理対策の強化を図ること
		(主な事務事業) ・事業場における自主的な安全衛生活動の促進 ・危険性・有害性等の調査等の普及促進
個別目標	4	労働者が安心して働くことができる労働環境を整備すること
		(主な事務事業) ・安全衛生基準の確保を図るための監督指導 ・過重労働による健康障害防止のための自主的改善対策
個別目標	5	働き方の見直しによる長時間労働を是正すること
		(主な事務事業) ・働き方改革のトータルプロジェクトの推進事業
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等		
第10次の労働災害防止計画に基づき、製造業、建設業をはじめとした業種別の労働災害防止対策、交通労働災害、機械災害などの特定災害の防止対策を重点対象と位置付け、強力で推進するとともに、職業性疾病予防対策、化学物質による健康障害の予防対策、メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害の防止対策等、労働者の健康確保対策を推進する。また、事業場の自主的な安全衛生活動を促進する施策として、事業場における危険性又は有害性等の調査等の措置(リスクアセスメント)の実施促進等に取り組む。		

2 根拠法令等 ○労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）	
主管部局・課室	労働基準局安全衛生部
関係部局・課室	労働基準局監督課

2. 現状分析

<p>労働災害による死亡者数、死傷者数は、長期的には減少傾向にあるが、今なお約1,500人もの労働者の尊い命が失われている。</p> <p>職業性疾病については、全体として長期的には減少傾向にあるが、石綿による健康障害被害に係る労災認定件数は増加傾向にある（平成18年度の石綿による肺がん及び中皮腫の労災認定件数は1,796件と平成17年度の722件を大きく上回った）。</p> <p>また、業務に起因する脳・心臓疾患等（「過労死」等事案）及び精神障害等については、平成18年度の労災認定件数はそれぞれ355件（前年比7.6%増）、205件（前年比61.4%増）と増加傾向にある。</p>
--

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	労働災害による死亡者数 (単位：人) (減少傾向の堅持とともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること/第10次労働災害防止計画期間(平成15～19年度))	1,658	1,628	1,620	1,514	1,472
2	休業4日以上死傷者数 (単位：人) (総件数を20%以上減少させること/第10次労働災害防止計画期間(平成15～19年度))	133,598	125,750	122,804	120,354	121,378
3	定期監督等の実施件数 (単位：件) (－)	131,878	121,031	122,793	122,734	118,872
4	過重労働による健康障害防止のための助言・指導を実施した事業場数(単位：件) (－)	－	－	－	－	－
5	中小企業労働時間適正化促進助成金支給決定件数 (単位：件) (400件以上/平成19年度)	－	－	－	－	－

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1及び2は、労働基準局安全衛生部の調べによる。
- ・指標3は、労働基準局監督課の調べによる。
- ・指標4及び5は、平成19年度から開始する事業のため、未記入。

施策目標の評価

労働災害による死亡者数及び死傷者数は、重点対象分野の労働災害防止対策、過重労働・メンタルヘルス対策、リスクアセスメントの普及促進など、事業者や業界団体等に対する指導・支援を効果的に実施することにより、長期的に減少傾向で推移している。（死亡者数は、平成18年は1500人を下回り、現状のまま推移すれば、計画の最終年度（平成19年度）の目標達成が見込まれる状況。また、休業4日以上の死傷者数は、平成18年は対前年比1,024人増となっているが、その原因として安全衛生管理が低調となっていること等が考えられることから、労働安全衛生法令の遵守の徹底、安全衛生管理体制・活動の確立・充実、リスクアセスメントの実施促進等について指導の徹底を図っているところ。）

定期監督等については、重点課題を踏まえ監督指導を実施しており、継続的な取組が行われた。

以上により、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。

4. 個別目標に関する評価

個別目標 1 安全対策の推進を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	労働災害による死亡者数 (単位：人) (減少傾向の堅持とともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること/第10次労働災害防止計画期間(平成15～19年度)) ※施策目標に係る指標1と同じ。	1,658	1,628	1,620	1,514	1,472
2	休業4日以上死傷者数 (単位：人) (総件数を20%以上減少させること/第10次労働災害防止計画期間(平成15～19年度)) ※施策目標に係る指標2と同じ。	133,598	125,750	122,804	120,354	121,378
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、労働基準局安全衛生部の調べによる。						
参考指標						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	建設業における総合的労働災害防止対策推進事業の利用状況等 (単位：①～④ともに回) ①専門工事業者対象の安全教育実施回数 ②墜落防止対策の研修会開催回数 ③現場所長研修会開催回数 ④店社安全衛生管理担当者研修開催回数	628	372	326	307	422
2	建設業における死亡者数 (単位：人)	607	548	594	497	508
3	交通労働災害防止対策推進事業の利用状況等(指導員による個別事業場への指導件数)(単位：件)	1,904	2,217	2,017	2,025	1,290
4	交通労働災害による死亡者数 (単位：人)	508	492	462	482	399
(調査名・資料出所、備考) ・参考指標1～4は、労働基準局安全衛生部の調べによる。						
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
第10次労働災害防止計画においては、建設業対策等の業種別労働災害防止対策、交通労働災害防止対策等の特定災害防止対策を重点対象と位置付けている。						
1 業種別労働災害防止対策の推進 建設業における死亡者数は、第10次計画期間においては607人(平成14年、第9次計画の最終年度に相当)から508人(平成18年)と減少している。 これは、建設業における労働災害防止対策を効果的に推進するために、建設業の産業構造等を考慮し、専門工事業者や中小総合工事業者等を対象に目的を絞った事業を行う等、それぞれの業種の特性に応じた重点的な施策を講じた結果と考えており、一定の効果があつたと評価できる。						
2 機械等特定の災害要因に着目した労働災害防止対策の推進 全産業の死亡者数の3割を占める交通労働災害においては、死亡者数は、第10次計画期間においては508人(平成14年、第9次計画の最終年度に相当)から399人(平成18年)と減少している。 これは、交通労働災害防止対策を効果的に推進するため、事業場に対し交通労働災害防止対策に関する個別指導を実施する委託事業等において、交通労働災害を発生させた事業場等安全管理上問題があると考えられる事業場を指導対象とするなど、対象の選定、指導内容等において、それぞれの災害の特性に応じた重点的な施策を講じた						

結果と考えており、一定の効果があつたと評価できる。

3 以上の各手段は、労働災害の死亡者数や休業4日以上死傷者数の減少に寄与しており、個別目標達成に一定の効果があつたと評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	業種別労働災害防止対策の推進
平成18年度 予 算 額	987百万円（補助割合：〔国 / 〕〔 / 〕〔 / 〕） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：	建設業における専門工事業者や中小地場総合工事業者等を対象とした総合的労働災害防止対策の推進、林業におけるかかり木処理対策の充実等。
事務事業名	機械等特定の災害要因に着目した労働災害防止対策の推進
平成18年度 予 算 額	112百万円（補助割合：〔国 / 〕〔 / 〕〔 / 〕） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：	交通労働災害発生リスクが高い事業者に対して、個別指導を実施すること等による交通労働災害防止対策の推進等。

個別目標2 労働衛生対策の推進を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標						
(達成水準/達成時期)						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	労働災害による死亡者数 (単位:人) (減少傾向の堅持とともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること/第10次労働災害防止計画期間(平成15~19年度)) ※施策目標に係る指標1と同じ。	1,658	1,628	1,620	1,514	1,472
2	休業4日以上死傷者数 (単位:人) (総件数を20%以上減少させること/第10次労働災害防止計画期間(平成15~19年度)) ※施策目標に係る指標2と同じ。	133,598	125,750	122,804	120,354	121,378
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、労働基準局安全衛生部の調べによる。						
参考指標						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	メンタルヘルス指針の普及状況 ①研修事業開催回数(単位:回) ②研修事業参加者数(単位:人) ③支援事業場における専門家による取組指導回数(単位:上段は事業場、下段は回)	74 5,048 — —	68 4,462 — —	69 4,536 — —	69 4,119 171 833	68 4,738 241 1,337
2	過重労働による健康障害防止対策の状況(関係パンフレット配布件数)(単位:万部)	100	60	56	20	68
3	地域産業保健センターの利用状況 ①相談件数等(単位:件) ②訪問事業場数(単位:事業場)	57,890 11,529	63,671 11,293	68,121 11,595	68,814 11,122	74,169 12,455
4	中小企業事業場における心とからだの健康づくり(THP)の普及状況 ①THP導入指導の実施事業場数(単位:事業場) ②THP導入の実施対象者数(単位:人)	1,831 45,981	2,049 47,732	1,783 34,197	1,584 29,608	1,303 25,806
5	石綿の健康管理手帳交付枚数(単位:枚)	39	88	92	1,493	6,822
6	化学物質等による傷病者数(休業4日以上死傷者数)(単位:人)	287	311	284	306	320
7	化学物質管理支援事業の利用状況(化学物質管理者研修受講者数)(単位:人)	4,076	1,451	4,035	1,285	2,214
8	快適職場づくり推進の状況(快適職場認定件数)(単位:件)	2,411	2,634	2,995	3,210	3,207
(調査名・資料出所、備考) ・参考指標1~8は、労働基準局安全衛生部の調べによる。 ・参考指標1③の平成14年~平成16年の数値は、平成17年度から開始した事業のため記載できない。						
個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
1 過重労働・メンタルヘルス対策の推進 (1)メンタルヘルス指針の研修事業については、68回(4,738名参加)するとともに、平成17年度から事業場からの求めに応じて専門家による指導・支援を行うメンタルヘルス事業を開始し、平成18年度は241事業場において1,337						

回の支援を実施するなど、増加傾向にある。

- (2) 過重労働による健康障害防止対策については、平成17年度に行われた労働安全衛生法等の改正の趣旨を踏まえ、平成18年3月に見直しを図ったところであり、平成18年度は前年比3倍以上のパンフレットを事業場等に配布して一層の普及、定着を図ったところである。

2 事業場における産業保健活動の推進等

- (1) 地域産業保健センター事業については、相談件数が年間約70,000件に達するなど、有効に活用されている。
- (2) 小規模事業場が産業医を選任するための支援は必要と考えられるが、現行の産業医共同選任事業については、実施効果が発現しているとは見られないため廃止し、より効果的、効率的な助成方策を検討する。
- (3) 中小規模事業場健康づくり事業については、従来よりも実践活動に重点を置いた内容となるよう実施要領の見直しを図り、平成18年度は1,303事業場に対して指導を実施したところである。

3 職業性疾病の予防対策の推進

離職後の労働者について、その業務に起因して発症する疾病であって、発症した場合、重篤な結果を引き起こすものの予防及び早期発見を目的とした健康管理手帳制度について、特にアスベストについては、手帳の交付実績が増えているところであり、疾病の予防及び早期発見に成果をあげている。

4 化学物質等による健康障害の予防対策の推進

化学物質等による疾病者数については、増減を繰り返している。

- (1) 平成18年度に実施した化学物質の関係施策については、平成18年3月に「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(労働安全衛生法第28条の2第2項に基づく)を公示したこと、さらに平成18年10月に化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善を図る改正労働安全衛生法施行令(平成18年政令第331号)及び改正労働安全衛生規則(平成18年厚生労働省令第185号)を公布したことである。これら二つの実施事項は、事業者自ら化学物質管理を適切に行う環境を整えることであり、これらの整備が化学物質等による労働災害の減少につながっていくと考えられる。
- (2) 化学物質管理者研修について、平成18年度は、MSDS(化学物質等安全データシート)の作成講習については13都道府県、化学物質のリスクアセスメント等の講習については、5主要都市で実施し、2,214人に対して研修を行い、化学物質管理に係る人材育成がなされた。これら施策及び関連する事業は、労働安全衛生法で定める必要最小限の化学物質による健康障害の予防対策に加え、事業者自らより適正な化学物質の取扱い、健康障害の予防の実施を促す施策であり、化学物質管理を推進する上で有効であった。さらに、個々の事業場ごとに異なる化学物質の取扱状況に応じて当該事業場においてもっとも効果的、効率的な健康障害の予防対策を取ることを可能とするものであり、化学物質管理を実施する上で一定の効果があったと考えられる。
- (3) 労働安全衛生法施行令の改正を行い、平成18年9月1日よりアスベスト製品の製造等を全面禁止するとともに、石綿障害予防規則を改正し、建築物等の解体等におけるアスベストによる健康障害防止対策の充実を図った。これらの対策を通じて、アスベストの健康障害の予防対策の一層の充実が図られた。

5 快適な職場づくりの推進

平成18年度の快適職場推進計画認定件数は、昨年度とほぼ同様の水準であったが、長期的には増加している。

昨年度に実施した事業場の訪問調査やアンケート調査の結果などを踏まえて普及啓発資料の見直しを図り、都道府県で開催される快適職場推進大会などの場においても広く配布し、一層の普及啓発を図っているところである。

- 6 以上の各手段は、労働災害の死亡者数や休業4日以上死傷者数の減少に寄与しており、個別目標達成にとって一定の効果があつたと評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	過重労働・メンタルヘルス対策の推進
平成18年度	3,794百万円(補助割合: [国 /][/][/])
予算額	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()

実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（郡市区医師会）
概要	事業場における過重労働・メンタルヘルス対策の取組に対する支援等。
事務事業名	職業性疾病の予防対策の推進
平成18年度 予算額	998百万円（補助割合：〔国 / 〕〔 / 〕〔 / 〕） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	健康管理手帳制度による健診の実施等。
事務事業名	化学物質等による健康障害の予防対策の推進
平成18年度 予算額	1,892百万円（補助割合：〔国 / 〕〔 / 〕〔 / 〕） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	化学物質の実験動物を用いたがん原性試験等有害性調査の実施、中小企業における適切な化学物質管理の促進を図るための講習会等支援事業の実施等。
事務事業名	快適な職場づくりの推進
平成18年度 予算額	423百万円（補助割合：〔国 / 〕〔 / 〕〔 / 〕） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	中央及び各都道府県に設置する快適職場推進センターにおける、快適職場推進計画の認定を受けようとする事業者への相談・助言の実施等。

個別目標3 事業場における安全衛生管理対策の強化を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標						
(達成水準/達成時期)						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	労働災害による死亡者数 (単位:人) (減少傾向の堅持とともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること/第10次労働災害防止計画期間(平成15~19年度)) ※施策目標に係る指標1と同じ。	1,658	1,628	1,620	1,514	1,472
2	休業4日以上死傷者数 (単位:人) (総件数を20%以上減少させること/第10次労働災害防止計画期間(平成15~19年度)) ※施策目標に係る指標2と同じ。	133,598	125,750	122,804	120,354	121,378
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、労働基準局安全衛生部の調べによる。						
参考指標						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	事業場に対する多様な安全衛生情報の提供状況(安全衛生情報センターのインターネットサイトへのアクセス件数)(単位:万件)	374	492	723	1,170	1,580
2	小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業の利用状況(新規登録団体数)(単位:団体)	88	81	71	68	67
3	業種別団体を通じたリスクアセスメント推進研修会の実施状況 ①研修会開催回数(単位:回) ②研修会参加者数(単位:人)	— —	— —	— —	12 561	12 441
(調査名・資料出所、備考) ・参考指標1~3は、労働基準局安全衛生部の調べによる。 ・参考指標3の平成14年~平成16年の数値は、平成17年度から開始した事業のため記載できない。						
個別目標3に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
1 事業場における自主的な安全衛生活動の促進 労働災害の一層の減少を図るため、労働災害防止に関する情報を幅広く関係者に提供・普及すること等により、事業者等の安全衛生対策の充実を図る必要がある。 (1) 災害事例や安全衛生教育ソフト等の各種労働安全衛生情報を提供する安全衛生情報センターのインターネットサイトについては、アクセス数が平成18年では1,500万件を超え、前年に比較して410万件増となるなど一定の成果を上げている。 (2) 予算の削減の影響により小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業については、新規登録団体数が予算の削減の影響により減少しているが、同事業を実施した結果、対象団体の構成事業場については、各事業場の作業内容、危険有害業務の内容等に応じた安全衛生管理活動の定着が図られたことにより、3年間の登録期間のうち約20%の労働災害の減少が図られている。						
2 危険性・有害性等の調査等の普及促進 リスクアセスメント等の普及促進を図るため特定の事業者団体において、リスクアセスメント推進研修会を開催したところ400人以上の参加者を集め、参加者の所属事業場に対しリスクアセスメントに関する取り組みが促進される等、事業場の自律的な安全衛生管理活動の推進に効果があった。						
3 以上の各手段は、労働災害の死亡者数や休業4日以上の死傷者数の減少に寄与しており、個別目標達成にとって一定の効果があったと評価できる。						

事務事業名	事業場における自主的な安全衛生活動の促進
平成18年度 予 算 額	4,548百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：	事業場に対する多様な安全衛生情報を提供する安全衛生情報センターの運営や、労働者50人未満の事業場を主な構成員とする団体及びその構成小規模事業場が行う安全衛生活動の援助等。
事務事業名	危険性・有害性等の調査等の普及促進
平成18年度 予 算 額	214百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：	労働災害発生状況に占める割合が高い中小規模事業場及び第三次産業に対するリスクアセスメントの実施促進等。

個別目標 4 労働者が安心して働くことができる労働環境を整備すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標						
(達成水準/達成時期)						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	定期監督等の実施件数 (単位:件)(一) ※施策目標に係る指標3と同じ。	131,878	121,031	122,793	122,734	118,872
2	過重労働による健康障害防止のための助言・指導を実施した事業場数(単位:件)(一) ※施策目標に係る指標4と同じ。	-	-	-	-	-
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、労働基準局監督課の調べによる。 ・指標2は、平成19年度から開始する事業のため、未記入。						
個別目標4に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
1 安全衛生基準の確保を図るための監督指導 (1) 限られた人員の中で効率的かつ効果的な監督指導を実施するため、監督指導対象事業場を選定する際に、特に力点を置いて取り組むべき重点課題(重点業種等)を的確に設定し、重点志向に徹した行政展開を図っている。また、労働者からの情報等を基に法違反の疑いのある事業場に対して監督指導を実施することにより、効率化を図っている。 (2) 平成18年においてはそのように選定した事業場118,872件に対して定期監督等を実施し、労働安全衛生を含む法定労働条件について法違反のある場合は正を勧告した。 (3) 以上により、労働者が安心して働くことができる労働環境の整備が効果的に図られたと評価できる。						
2 過重労働による健康障害防止のための自主的改善対策 平成19年度より実施されるため、平成20年度に実施する実績評価より評価を行うこととする。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 安全衛生基準の確保を図るための監督指導						
平成18年度 : 20,159百万円(補助割合:[国 /][/][/])						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要 : 労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、全国の労働基準監督署(労働基準監督官)が事業場に立入りのうえ監督指導を実施するとともに、労働者から事業場における法違反についての申告があればこれを受理し、これに対して監督指導の実施等により申告処理を行う。また、重大悪質な法違反が認められた場合には、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき司法処分(犯罪捜査、検察庁への送致)を行う。						
事務事業名 : 過重労働による健康障害防止のための自主的改善対策						
平成 年度 : 百万円(補助割合:[国 /][/][/])						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要 : 本事業は、総労働時間の長い業種・企業系列群等の中から地域ごとに企業集団を選定し、安全衛生管理の専門家による助言・指導により、企業における過重労働による健康障害防止のための自主的な取組の推進を行うものである。(平成19年度新規事業)						

個別目標5 働き方の見直しによる長時間労働を是正すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標						
(達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	中小企業労働契約支援事業を活用した事業場数 (単位:件) (15, 228件以上/平成19年度) ※施策目標に係る指標5と同じ。	-	-	-	-	-
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、平成19年度から開始する事業のため、未記入。						
個別目標3に関する評価 (主に有効性及び効率性の観点から)						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業が平成19年度より実施されるため、平成20年度に実施する実績評価より評価を行うこととする。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 「働き方トータルプロジェクト」の推進						
平成 年度 : 百万円 (補助割合 : [国 /][/][/])						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 ()						
概要 : 働き方の見直しにより長時間労働の是正に積極的に取り組む中小企業主に対し、中小企業労働時間適正化促進助成金の支給 (「特別条項付き時間外労働協定」を締結している中小企業事業主が、総労働時間を削減するために、「働き方改革プラン」(実施期間1年間)を策定し、プランに盛り込まれた内容を実施した場合に、都道府県労働局を通じ助成金を支給)を行う。(平成19年度新規事業)						

5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- ② 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
 - i 組織体制の見直しの検討
 - ii 予算の見直しの検討
 - iii 事務事業の新設の検討
 - iv その他 ()
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
なし。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
なし。
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
労働安全衛生に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（平成19年）。
- ④会計検査院による指摘
なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
第10次労働災害防止計画については、平成14年11月20日に労働政策審議会安全衛生分科会において審議された第10次労働災害防止計画骨子案をもとに、第10次労働災害防止計画案を策定し、平成15年1月24日に開催された労働政策審議会安全衛生分科会に諮問、同年2月2日に開催された労働政策審議会安全衛生分科会において「妥当」との答申を得た。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

Ⅲ－１－１ 法定労働条件の確保・改善を図ること